

離婚届を提出した後の各種手続きについて（ご案内）

鈴鹿市役所 戸籍住民課届出窓口グループ ☎ (059)382-9132

下記に該当される場合は、各担当課にてそれぞれの手続きが必要となります。詳細については、担当課へ直接お問い合わせください。

保 険 年 金 課	国民年金 1F ①窓口 ☎(059)382-9401	第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）の方は、第1号被保険者への種別変更届が必要です。配偶者の勤務先から喪失証明書の交付を受け、国民年金グループまたは津年金事務所で手続きをしてください。年金分割をする場合、津年金事務所へお問い合わせください。 津年金事務所☎ (059) 228-9112
	国民健康保険 1F ②窓口 ☎(059)382-7605	配偶者の社会保険に被扶養者として加入している方で、国民健康保険に加入する場合は、まず社会保険の資格喪失手続きをしてから、資格喪失証明書の交付を受け、国民健康保険に加入するための手続きをしてください。
福 祉 医 療 課	一人親家庭等 医療費助成 1F ③窓口 ☎(059) 382-2788	18歳になる日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している方で、資格に該当する場合は、医療費の助成を受けることができます。所得制限がありますので詳細は福祉医療課福祉医療グループで確認をしてください。
	子ども 医療費助成 1F ③窓口 ☎(059) 382-2788	子ども医療費を受給中の方は、「保護者名変更」及び「振込口座の変更」手続きをしてください。
子 ど も 政 策 課	児童扶養手当 1 1F 1 1 5 窓口 ☎(059)382-7661	父もしくは母と生計をともにしていない、18歳になる日以後の最初の3月31日までの児童（一定の障がいをもつ場合は20歳未満）を養育している方に支給される手当で、申請の翌月分から認定されます。（さかのぼって支給されませんのでご注意ください。）ただし、請求者・扶養義務者の所得に応じて、手当の一部または全部が支給停止になる場合があります。また、事由によっては、申請の対象にならない場合もありますので、詳細は子ども政策課で確認をしてください。
	児童手当 1 1F 1 1 5 窓口 ☎(059)382-7661	中学校終了前（15歳以後の最初の3月31日までの間）の児童を養育している方に支給されます。認定された場合は、申請の翌月からの支給となります。（さかのぼって支給されませんのでご注意ください。）

裏面もご確認ください。

子ども育成課	保育所（園）・認定こども園 11F116窓口 ☎(059)382-7606	保育所（園）・認定こども園を利用中の方は、保護者等の変更手続きがありますので、子ども育成課へお越してください。また、仕事や家庭の都合等で保育所（園）・認定こども園の利用を希望される方はご相談ください。
	市立幼稚園 11F116窓口 ☎(059)382-7606	市立幼稚園または私立幼稚園（子ども子育て新制度に移行した園に限る）に在園中の方は保護者等の変更手続きがありますので、子ども育成課へお越してください。
	私立幼稚園 11F116窓口 ☎(059)382-7606	私立幼稚園就園奨励費補助金を申請されている方は、保護者等の変更手続きがありますので、在園中の私立幼稚園または子ども育成課にて手続きをしてください。
学校教育課	就学援助 11F111窓口 ☎(059)382-7618	小学校・中学校に通学している児童・生徒を扶養している方で、条件に該当する場合には、就学援助制度により学用品等の援助を受けることができます。希望される方は、各学校で手続きをしてください。
障がい福祉課	特別児童扶養手当 1F⑩窓口 ☎(059)382-7626	特別児童扶養手当受給中で、対象児童を養育する方に変更がある場合は、受給者変更の手続きをしてください。児童を養育しなくなる方は、資格喪失届の手続き、児童を新たに養育する方は、新規申請の手続きが必要です。また、児童を養育する方に変更がない場合でも、住所や氏名に変更がある場合は、手続きをしてください。
	障害者手帳・自立支援医療受給者証 1F⑩窓口 ☎(059)382-7626	障害者手帳や自立支援医療受給者証をお持ちの方で、住所や氏名、保護者欄に変更がある場合は、手続きをしてください。